

三位一体の改革に関する税源移譲について (会長談話)

三位一体改革の柱である税源移譲について、このたび、与党において、国の基幹税である所得税の一部（４，２４９億円）を所得譲与税として地方に移譲する方針を決定した。

税源移譲について、われわれは、繰り返し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えたものとして、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税という基幹税による移譲を主張してきたところである。

たばこ税を税源移譲する案がたびたび報道されていたが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく、「基本方針２００３」の趣旨にも沿わないものであり、今回の与党の決定は、あくまでも基幹税による移譲を求めるわれわれの意見を取り入れたものである。平成１８年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すると決定したことに加え、暫定措置とはいえ、三位一体改革の初年度である平成１６年度において基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に税源移譲することについて、評価するものである。

今後とも、われわれ地方公共団体と協議し、われわれの意見を真摯に受け止め、真の地方自治の確立につながる三位一体改革の工程表を早急に提示し、具体化を進めるよう、強く要請する。

平成１５年１２月１７日

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会